

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社内におけるコンプライアンスの徹底やディスクロージャーの強化等公正かつ透明性の高い経営を行なうことを重要な課題と位置づけております。

なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2015年12月8日の開示において未実施または検討課題としておりました【原則4-14】(取締役・監査役に対するトレーニング)および【補充原則4-14(1)】(取締役・監査役に対する継続的なトレーニング)、【補充原則4-14(2)】(取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示)につきましては、対応を進めたため、本項から削除しました。

補充原則1-2(4)

■プラットフォームの利用と招集通知の英訳

当社では、現時点における機関投資家や海外投資家の株式保有比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの活用は行っておりませんが、また、株主総会招集通知の英訳も行っておりませんが、今後は株主構成における比率等も踏まえ、必要に応じて対応することを検討してまいります。

原則3-1(ii)

■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書のI. 1.に記載のとおりです。コーポレート・ガバナンスに関する基本方針につきましては、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、上記の基本的な考え方に基づいた基本方針を検討し、作成いたします。

補充原則4-11(3)

■取締役会全体の実効性に関する分析・評価の概要

現状、取締役会全体の実効性について分析・評価は行っておりませんが、今後は各取締役が自分自身の自己評価を行い、社外取締役が客観的な視点で分析・評価を行い、その結果を取締役会で審議した上で、その概要を開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【補充原則4-14(2)】(取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示)について対応を進めましたので、その概要を本項において新たに開示しました。

原則1-4

■いわゆる政策保有株式

当社では、取引先との関係の維持・強化や事業運営上における必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断した場合には、政策保有株式を取得し、保有いたします。取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、保有する意義を検証し、意義が乏しいと判断した株式については、市場への影響等に配慮しながら売却する方針となっております。また、政策保有株式の議決権行使につきましては、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、さらに、当社取締役会が定めた一定の基準に該当しないかを精査した上で適切に行わせる方針となっております。

原則1-7

■関連当事者間の取引

当社は、株主の利益を保護するため、取締役と会社間の取引に関しては取締役会規程において取締役会付議事項に定めており、取締役会は適切に監督することとしております。

原則3-1

■情報開示の充実

(i)経営戦略・経営計画

当社では中期経営計画Step up next 150-2018を策定し、当社ホームページで開示しております。<https://www.itfor.co.jp/ir/ir-tyukei.html>

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続

当社では、経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々人の実績・成果、企業業績や経済情勢等を総合的に勘案することを方針としております。この方針に基づき、個々の報酬決定に関しては、取締役会が代表取締役社長に一任し、決定しております。

(iv)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役候補者については、当社グループを率先して牽引するリーダーシップを備え、人格・見識とも十分であり、これまでの業績などグループへの貢献度を勘案した上で、代表取締役が候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会は、各候補者について慎重に審議し、株主総会に上程いたします。

(v)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての説明

当社の経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、各職位の役割を適切に遂行するための知識、経験及び能力を保持しているかどうか

を総合的に判断の上で取締役会で決定しており、取締役候補者については、各人の経歴を株主総会招集通知等で開示しております。

補充原則4-1(1)

■経営陣に対する委任の範囲の概要

当社は、取締役会で決議すべき事項については、法令及び定款で定められているもののほか、金額等による重要性に基づき取締役会規程で付議事項を定めております。また、代表取締役社長が議長を務める業務執行委員会に重要な業務執行の権限を一部委譲し、迅速、かつ、タイムリーに業務執行を行う仕組みをとっております。

原則4-8

■独立社外取締役の有効な活用

当社は、2015年6月の定時株主総会で、会社の機関設計を従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、独立役員の要件を充足する社外取締役(監査等委員である取締役)2名の選任を決議していただきました。

原則4-9

■独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社取締役会は、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任する際の判断基準を以下のとおり定めております。

(1)現在、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者でないこと。また、過去10年においても、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者であったことがないこと。

(2)現在、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者に該当しないこと。

(3)現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家若しくは法律専門家、又は会計監査人若しくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属している者)に該当しないこと。

また、当社取締役会は、独立社外取締役が独立性を備えていることにとどまらず、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるなど、独立社外取締役として期待される役割・責務を果たしうる資質を備えてるかどうかを十分検討し、その候補者を選定しております。

補充原則4-11(1)

■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、取締役会の機能を効果的に発揮するとともに、その活性化を図るため、定款において取締役(監査等委員である者を除く。)の員数を20名以内とし、また、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めております。当社の各事業に精通した取締役と、社外における豊富な知見を有する社外取締役によって活発な議論ができるとともに、十分な経営監視ができる体制を構築しております。

補充原則4-11(2)

■取締役・監査役の兼任状況

他社の役員の兼任については、利益相反の問題もあるため、その状況を取締役会で審議の上、毎年の事業報告で開示しております。

補充原則4-14(4)

■取締役・監査役のトレーニング方針

新任取締役に對しては、就任にあたり会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識についてのレクチャーを実施しております。また、本年度は、取締役を中心としたリーダーシップ研修を実施しましたが、今後につきましても取締役が当社の企業価値を維持・向上させるために必要な知識やスキルについての社内外研修や情報収集の機会を設ける方針です。

原則5-1

■株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針は、本報告書Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況、2 IRに関する活動状況に記載しております。

2. 資本構成

外国人株主保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業退職給付信託口)	1,420,000	4.83
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1,350,000	4.59
アイティフォー社員持株会	1,239,300	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,173,200	3.99
村上 光弘	835,000	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	772,800	2.63
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE	714,700	2.43
須賀井 孝夫	606,700	2.06
明治安田生命保険相互会社	551,400	1.87
株式会社横浜銀行	500,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 25 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 11 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 誠	公認会計士											○
小泉 大輔	公認会計士											○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 誠	○	○	――	公認会計士として専門的な知見等により客観的、かつ、中立的な視点で経営の公正性、透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
小泉 大輔	○	○	――	公認会計士として専門的な知見等により客観的、かつ、中立的な視点で経営の公正性、透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名) 常勤委員(名) 社内取締役(名) 社外取締役(名) 委員長(議長)

監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施いたします。したがって、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、必要に応じ打ち合わせを実施し、内部統制の状況に関する報告その他意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、執行役員及び従業員の仕事への意欲や士気を高め、一層の業績向上と企業体質の強化を図るため、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

対象者としては、業務執行に直接携わる取締役と従業員としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、短期及び中長期的な企業価値の向上を図ることを経営目標としております。役員報酬の体系及び水準を決定するにあたっては、その目標達成のためのインセンティブとして有効に機能させることを基本方針としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、総務部がサポートを行っております。

当社では、取締役会・業務執行委員会の資料もペーパーレスを実践しており、事前の書類配布は社内ネットワークシステムを用いて行っております。また、事前に説明を要するような案件につきましては、取締役会及び業務執行委員会の開催までに議案についての説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、定款で員数を20名以内と定めており、現在の員数は8名であります。また、監査等委員である取締役は、定款で員数を5名以内と定めており、現在の員数は3名であり、うち2名は社外取締役です。

（1）取締役会について

取締役会は、定時取締役会を毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に基づき重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

（2）監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成されております。監査等委員は、取締役会だけでなく業務執行委員会その他の重要な会議に出席するほか、内部統制システムを利用して取締役の職務の執行の監査を実施しております。

（3）会計監査人について

新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、会計監査を受け、また、適宜指導及び助言を受けております。第57期において業務を執行した公認会計士は、千頭 力、原賀 恒一郎の両氏です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

過半数の社外取締役を含む監査等委員である取締役の参画によるプロセスの透明性と効率性を向上し、取締役会の監督機能を強化するとともに、法令及び定款に基づき重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することで迅速な経営判断を実現できると判断しております。コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っていくことを目的として、当社では監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

当社では、2016年6月17日に定時株主総会を開催いたしましたが、招集通知を6月1日に発送することにより、法定日の2営業日前の発送となりました。
また、招集通知を東京証券取引所(TDnet)および当社ウェブサイト(5月27日に掲載いたしました。
<https://www.itfor.co.jp/ir/kabunushisoukai.html>

集中日を回避した株主総会の設定

当社では、毎年集中日を避け一人でも多くの株主の皆様にご来場いただけるよう配慮しております。

電磁的方法による議決権の行使

株主の利便性の向上を図り採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

当社は、「適切な情報の開示」を企業行動規範の一つとして掲げ、法令遵守はもちろんのこと、お客様、株主の皆様並びに投資家の皆様から信頼を獲得するため、透明な経営を維持・継続し、企業情報を適切に開示してまいります。
情報開示につきましては、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)等に則り、適時適切なディスクロージャーを行うようにしております。
適時開示規則等に該当しない情報につきましても、投資家の皆様のご要望に応えるべく、できるだけ積極的に開示する方針です。
開示情報は速やかに報道機関へ提供するとともに、当IRサイトにも掲載いたします。

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。説明は、社長自ら行うこととしています。決算説明会で使用したプレゼンテーション資料は、ホームページに掲載しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

各種IR資料をホームページに掲載しております。
<http://www.itfor.co.jp/ir/index.html>
・コーポレートガバナンス、企業行動規範、社会貢献の状況、IRポリシーなどの経営方針
・損益状況、資産状況、配当金の推移、主要指標の推移などの財務情報
・株主報告書、FACTBOOK、決算短信、有価証券報告書、株主総会情報、決算説明会資料、開示情報など決算関連資料・株式情報、株価情報、株主還元情報、IRカレンダー、電子公告、各種IRリンクなどの情報

IRに関する部署(担当者)の設置

IRに関する業務につきましては、取締役管理本部長および経営企画部が担当しております。
取締役管理本部長 中山かつお
経営企画部部長 長谷憲親

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

企業行動規範において、適切な情報の開示について規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

企業行動規範において、環境問題への取り組みについて規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)は次のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会は当社及び子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (3) コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社及び各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存及び管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程及び職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社及び子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- (2) 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の経営等に関する重要事項については、法令及び定款の定めに従い、原則毎月1回及び必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- (3) 取締役(監査等委員である者を除く。)は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- (2) 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導及び監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- (3) 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事(異動、評価、懲戒等)については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- (3) 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社及び子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社及び各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

8. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役(監査等委員である者を除く。)は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないように取り計らう。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、次のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力には毅然として姿勢で臨むべく、体制の整備に取り組んでいます。

〈反社会的勢力排除に関する基本方針〉

1. 当社は、社会の秩序、企業の健全な事業運営の脅威となる反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、一切の利益を供与しません。

2. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。

3. 当社は、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

〈反社会的勢力排除に向けた体制整備〉

反社会的勢力との関係を遮断するために、以下の体制を整備しています。

- ・不当要求防止責任者の任命及び顧問弁護士、所轄警察署、特暴連等との連携
- ・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特暴連)加盟し、特暴連会報、特暴連ニュース、特暴連が主催する研究会等へ参加することなどによる、情報収集

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要であれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下、「対抗措置」といいます。）を決議いたします。買収防衛策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<http://www.itfor.co.jp/ir/kaijipdf/kaiji150619-02.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

